

平成31年2月27日（水）
愛知県県民文化部県民生活課
消費生活相談グループ
担当 近藤、平田
内線 5031・5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 平成31年2月号（No.368）＞

海外のチケット転売仲介サイトでのトラブルが急増！

～公式サイトとの勘違いに要注意～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、海外のチケット転売仲介サイト（以下、「転売仲介サイト」という。）に関する相談が急増しています。

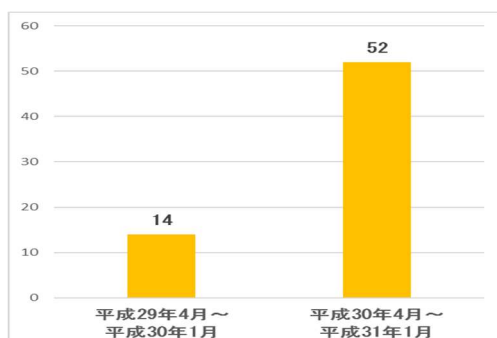
特徴

- 「スポーツ観戦等のチケットをインターネットで検索したサイトで購入したが、正規料金より高額なので解約したい」といった相談が急増しています。
- 相談内容を見ると、「インターネット上の検索結果の上位に表示されていたため、公式サイトと勘違いをして、契約してしまった」、「『売り切れ間近』などと表示され、焦って、手数料がかかることやキャンセルできないことを確認せず購入してしまった」というケースが目立ちます。
- チケットを購入した後で、転売仲介サイトから購入したことがわかったというケースがほとんどです。

アドバイス

- インターネットでチケットを販売しているサイトの中には、実際は転売仲介サイトであるのに、イベントの公式サイトであるかのような表示をしているサイトもあります。表示を鵜呑みにせず、URLを確認するなど「公式サイト」かどうか確認しましょう。
- インターネットによるチケットの取引は通信販売となり、クーリングオフの適用はありません。解約については、公式サイトか否かにかかわらず、サイトの利用規約に従うこととなりますので、購入前に必ず利用規約を確認しましょう。
- 万一に備えて、サイト運営事業者の所在地、連絡先や連絡手段、日本語対応が可能かどうかを確認しましょう。また、連絡先が明記されていない事業者との契約は控えましょう。
- イベントによっては、チケットの転売を利用規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないこともありますので、イベント主催者によるチケットの利用条件をよく確認しましょう。

◆海外のチケット転売仲介サイトに関する相談件数



【集計時点：平成31年2月15日】

◇ 消費者ホットライン

☎ 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。